

令和6年度「災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業のうち  
緊急時石油製品供給安定化対策事業」に係る運営事業者の公募について  
(災害時対応実地訓練運営事業者)

2024年4月19日  
全国石油商業組合連合会  
環境・安全対策グループ

令和6年度「災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業のうち緊急時石油製品供給安定化対策事業」に係る災害時対応実地訓練の運営を行う事業者を下記のとおり公募します。

記

1. 事業の目的

揮発油販売業者が災害時においても石油製品の安定供給を行うために、中核SS等における災害時対応実地訓練を実施し、SSの災害対応能力強化を図ることを目的としています。

2. 事業内容

中核SS等において、災害時を想定した災害時対応実地訓練を以下の内容で行います。原則、災害時対応実地訓練はSSにおいて自家発電機を実際に稼働し、緊急車両に給油等を行う訓練（これ以降、訓練と呼ぶ）と、訓練の内容についてさらに理解を深めるための座学研修（これ以降、座学研修と呼ぶ）の2部構成で行います。

- 1) 訓練では自家発電機により非常用電源に切り替えて計量機を稼働させ、緊急車両への優先給油を行います。但し、完全自動切替式のSSは対象外（石油組合にも周知済み）とします。
- 2) 災害時対応実地訓練は実施するSSのみならず他社・他SSの経営者や従業員も参加・受講するものとし、訓練終了後、訓練の総括や開催地ごとの想定災害に関する座学研修を実施します。
- 3) 災害時対応実地訓練は全国47都道府県石油組合で実施します。詳細は別紙の通り。

3. 公募事業の内容

2. の事業内容を1. の目的の通り遂行可能な請負業者を募集します。本公募の採択事業者を対象に、災害時対応実地訓練の開催場所ごとの入札を行います。

4. 業務内容

- ①講師の手配及び調整
- ②会場の手配（参加受講者の訓練・座学研修の各会場間の移動手段含む）
- ③都道府県石油組合との調整

- ④関係者との連絡調整（自治体、発電機等機器メーカー等）
- ⑤企画（講師との打ち合わせ、訓練シナリオの作成等）
- ⑥運営（当日の写真撮影含む）
- ⑦受講者アンケートの実施・回収・集計  
（共通アンケートの内容にて実施。本会指定の様式にて集計後、本会に提出。）
- ⑧実績報告書作成（開催ごとに作成）
- ⑨その他本会が必要と認めたもの

## 5. 留意点

- ①災害時対応実地訓練は訓練と座学研修の2部構成で行うこととし、どちらか一方のみでの実施は不可。
- ②事故や災害等の不可抗力な原因により実施不可能となった場合を除き、運営者都合による開催エリア及び開催回数の変更は不可。なお、2ヶ所で開催する場合は原則、開催SSの会社は異なることが条件。
- ③参加申込者が同一企業のみの場合は訓練開催を中止。  
（例：参加者8名全員がA石油の従業員である場合は中止）  
中止の判断については、10日前までに石油組合と参加者を取りまとめ、その時点で上記に当てはまる場合は中止とします。その場合、経緯等を本会が指定する様式に記載し、資源エネルギー庁と本会で精査した上で問題がなければそれまでにかかった人件費・経費等を支払うこととします。但し、その際には支払うべき金額の確定のため、従事者の健保等級証明書や作業日誌、給与・旅費を支払ったことがわかる書類等を提出すること。
- ④災害時対応実地訓練において使用するテキストの発送手配のため、参加者について「実施予定報告書」をもって、10日前までに本会に報告すること。
- ⑤講師については以下の点について遵守できる講師に委託すること。
  - 1) テキストに沿った講習を行う。
  - 2) 政治的・宗教的な発言等、本事業に関係のない話を訓練・座学研修中にしない。
- ⑥拡声器の使用は禁止します。各運営事業者でピンマイクを用意し、講師・当日SSの従業員役を担当する方の声が聞こえるようにすること。
- ⑦訓練で使用使用するビブス4枚・緊急用告知ツール5種・給油伝票については各石油組合に本会から備品として納品済のため、運営事業者での準備は不要。但し、各石油組合に置いてある備品の訓練会場までの運搬及び石油組合までの返却は運営事業者が行い、宅急便等の費用を負担すること。
- ⑧座学研修において使用する共通テキストは5月下旬～6月上旬に本会から各運営事業者に共有します。その内容に沿い、各運営事業者が訓練シナリオを作成すること。

## 6. 業務実施期間

運営事業者決定日～2025年1月31日までとします。

## 7. 応募資格

- ①会社又は団体として石油販売業界に十分精通し、災害対応に特化した研修・訓練の実施・運営実績があること。（個人や以前所属していた会社又は団体としての実績は除く。応募書類に

も記載しないこと)

- ②本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること（事業終了後、概ね4ヶ月程度の費用立替ができること）。
- ③本会及びその関連団体で契約実績がある場合、当該契約期間中に重大な問題、または事務手続き、業務報告等で重大な問題を起こしていないこと。また、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていないこと。
- ④別紙「暴力団排除に関する誓約条項」(1)～(4)に該当しないこと。
- ⑤事業終了後、実績報告書を提出する際は、再委託を行っている場合で、税込み100万円以上の取引の場合は、事業者名、契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料を提出すること。（「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」については不要。また再々委託先については金額の記述は不要）

## 8. 募集期間

2024年4月19日（金）～2024年5月2日（木）17時

## 9. 応募に必要な書類（紙媒体ではなくデータにてメールで提出）

- (1) 請負業務に係る公募申請書
- (2) 定款（事業内容が確認できるもの）及び会社の概要が分かる書類  
（役員名簿、企業規模、本事業に従事できる社員数が確認できるもの）
- (3) 本事業に従事する講師数及び講師略歴書（全員分）
- (4) 過去3年間の決算書 ※設立3年未満の会社又は団体は応募の対象外とします。
- (5) 実施計画書（訓練実施スキームと実施体制を示したもの。）
- (6) 参考見積書2ヶ所分（別紙「参考見積書」を使用。）

※参考見積書は、開催場所に和歌山市内及び式根島を想定した見積を計2枚提出すること。  
必要に応じて見積に関する質問をする場合があります。

座学研修の会場費については、公共施設を使用するなど最大限のコスト削減に努めること。

- (7) その他補足資料

## 10. 採択件数

上限はなし。

## 11. 審査方法及び審査基準

審査は原則として応募書類に基づき、外部委員により以下の項目にて総合的な評価を行います。必要に応じてヒアリング等を実施するほか、追加資料を求める場合があります。また、

(3) 技術的能力の有無の評価については、本会及びその関連団体で過去に契約実績がある場合、その執行実績の他、事務手続き及び業務報告等に対する評価について事務局意見書を外部委員に提出します。その内容も審査に含めます。

- (1) 実施計画等内容の適切性
- (2) 見積額の適切性
- (3) 技術的能力の有無

(4) 経理的基礎の有無

なお、採択にあたっては評価に応じたランク付けを行い、入札時はランク毎に制限を設けます。

12. 採択結果の決定及び通知

- (1) 採択は2024年5月中旬を予定。
- (2) 採択の結果は申請者に対しEメールで通知します。
- (3) 採択の結果に関する個別のお問い合わせに関してはお応えできかねます。

13. その他留意事項

- (1) 災害時対応実地訓練の開催場所ごとの入札実施は5月中～下旬を予定。
- (2) 契約にあたっては「暴力団排除に関する誓約書」への誓約を求めます。

14. 提出書類の送付先及び問い合わせ先

全国石油商業組合連合会 環境・安全対策グループ 担当：今井・江口

E-mail：r-takahashi@zensekiren.or.jp

eguchi@zensekiren.or.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは不可。

以上

# 仕 様 書

## 【災害時対応実地訓練の企画・運営】

### (1) 災害時対応実地訓練の内容

石油組合が自治体等と実施している中核SS等における緊急車両への優先給油訓練を以下の内容で行う。なお、訓練には他社・他SSの経営者や従業員に参加受講を求め、終了後、座学の訓練研修を実施する。訓練と座学研修併せて2時間30分程度で行う。

- 1) 発災後の設備点検訓練。
- 2) 訓練会場となる給油所に設置の自家発電機稼働による非常用電源への切り替え訓練及び計量機を稼働させる訓練（発電機メーカー及び計量機等機器メーカーのバックアップ体制を敷く）。
- 3) 自治体等との事前調整に基づき緊急車両等の誘導及び優先給油訓練  
（模擬で手書きの給油伝票を発行し、代金決済は運営事業者負担による現金を予定）
- 4) 一連の訓練終了後、参加受講者を収容できる会場にて、訓練総括を含めた座学研修を行う。研修テキストは全石連が作成する「災害時対応実地訓練共通テキスト」を活用する。

### (2) 訓練の企画・運営

訓練実施を希望する石油組合からの要望に基づき、中核SS等の訓練会場及び座学研修会場の手配（完全自動切替式のSSは対象外）、講師委託、石油組合に納品された訓練備品の運搬・返却、訓練進行及び機器メーカーの派遣要請等、訓練の企画及び運営を行うこと。

なお、講師については以下の点を遵守できる者に限る。

- 1) テキストに沿った講習を行う。
- 2) 政治的・宗教的な発言等、本事業に関係のない話を訓練・座学研修中にしない。

### (3) 訓練受講案内パンフレットの作成

本会が指定する共通の案内パンフレットのひな形を使用し、以下項目を盛り込んだ仕様とする。

- 1) 開催内容（共通のため変更不可）
- 2) 開催日程
- 3) 開催場所
- 4) 参加返信欄
  - ・サイズ：A4版用紙・両面カラー印刷（コピー印刷可）
  - ・印刷部数：基本的に各都道府県の中核SS・小口燃料配送拠点・住民拠点SS数だが、配布部数を石油組合と相談した上で無駄のない印刷部数にすること。

### (4) アンケートの実施・回収・集計

災害時対応実地訓練終了後、本会が指定する共通のアンケートシートを受講者に配布し、回収する。

災害時対応実地訓練ごとに本会指定様式を使用しアンケート集計結果をまとめ、本会に提出すること。併せて各参加者が記入したアンケートをPDFで本会に送ること。

以上

## 暴力団排除に関する誓約条項

当社は、本契約を締結するに当たって、また、本業務の契約期間内及び完了後においては、下記の内いずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上